

巡回訓導に関する若干の考察

——大分県の場合を中心として——

平 田 宗 史

(1972年9月11日 受理)

はじめに

巡回訓導は、学制時代に、府県で自主的に設置された内的事項の指導監督機関である。その名称、配置方法等は府県によって異なっていたけれども、それは、学制時代において20数府県に設置された。⁽¹⁾大分県も、その中の一つである。

本稿は、この大分県の巡回訓導の巡視功程書を分析することを主たる目的とする。ところで、この巡視功程書を分析する意味は、三つある。(一)つは、その分析を通して、巡回訓導の職務と役割を具体的に知ることが出来る。(二)つは、学制時代の学校教育の実態を知ることが出来る。(三)つは、巡回訓導は20数府県に設置されたけれども、その巡視功程書はこれまで公刊されていないので、巡回訓導の巡視功程の様式を知ることができなかったが、それらを知ることが出来る。そこで、資料紹介をする意味で、全文を引用した。

(一)

大分県においても、明治六年三月、学区取締が任命されたり、学制に規定されていない学校世話掛が設置されたりして、小学校の設置が次第に行なわれていたのである。明治十年になると、大分県の地方教育行政組織は、大巾に改定されたのである。この改定によって、「二大区杵築判任一人（第一大区一円第二大区一小区ヨリ十一小区マテヲ管理ス）四大区白杵判任一人（第四大区七小区ヨリ同三十二小区マテ 第五大区一小区ヨリ同七小区マテヲ管理ス）六大区岡判任一人（第五大区八小区ヨリ二十五小区マテ第六大区一円ヲ管理ス）八大区豆田判任一人（第七八大区一円ヲ管理ス）九大区中津判任一人（第九十大区一円ヲ管理ス）第三大区一円第二大区十二小区ヨリ十九小区マテ第四大区一小区ヨリ同六小区マテハ本庁下直轄タルヘシ」と、大分県は、六つに教育行政区を分け、それぞれに、「常ニ管理内ノ各小学校ヲ巡回シ学区取締教員等総テ学事ニ關セル人員ヲ指揮シ区戸長ヲ督促シ各校ヲ視察

シ總テ一切ノ学事ヲ担任スヘ⁽²⁾き、派駐官員という教育行政官を配置したのである。派駐官員の下に、学区取締、学校世話掛が配置されていたのであるが、その外、小学授業法、教則等の教育の内的事項を指導監督する巡回訓導が配置されることになった。そして、『巡回訓導事務取扱心得』⁽³⁾が、次の如く、定められた。

「第一條 巡回訓導ハ巡駐官員ノ指揮ニ從ヒ管理内ニ於テ總テ教則ニ關セル事項ヲ担任スヘキ事

第二條 常ニ管理内ヲ巡回シ各校教員ノ授業ヲ視察シ其盡ササルモノヲ教諭シ其教則ニ抵觸スルモノヲ提撕シ各校教員ノ標準トナリ以ヲ其方向ヲ定メシムヘキ事

第三條 巡回訓導ハ授業法ヲ整理スルノミナラス統テ學術ノ疑義ヲ剖析シ各教員ヲシテ學業ヲ進歩セシムルノ注意アルヘキ事

第四條 巡回ノ節ハ日誌ヲ草シ其詳細ヲ記載シ之ヲ派駐官員ニ出スヘシ

第五條 権外ノ事タリト雖モ学事ノ進否ニ関渉シ事実捨置難キモノアラハ之ヲ学区取締ニ報告スルノ心得アルヘキ事

第六條 管理内試験ノ事務ハ總テ試験規則ニ拠リ之ヲ担任スヘキ事

第七條 各校助教ノ試験ハ巡回訓導之ヲ担当スヘキ事

第八條 試験採点表等ノ書類ハ学区取締連署ノ上之ヲ巡駐官員へ進達スヘキ事

第九條 巡回訓導ハ教育会議ノ議員タル権ヲ有スヘキ事

第十條 教則上ニ關シタル事件ニヨリ管理内ノ教員ヲ集会セントスル等ノ事アラハ之ヲ巡駐官員ニ稟議指揮ヲ受クヘキ事

第十一條 小学私学ヲ巡視其授業法ヲ視察シ教則ニ抵觸シ不都合ノモノアラハ学区取締ニ報告シ或ハ巡駐官員ニ申告スヘキ事

第十二條 総テ教則上ニ關シタル事件ハ人民ヲ招集シ弁論説諭スルヲ得ヘシ但シ右等ノ節学

区取締へ協議ノ上タルヘキ事

第十三條 教則上ニ就テ見込ノ事アラハ区戸長学区
取締ニ対シ其意見ヲ述ヘ自然見込ム所矛盾
スル等ノ事アラハ書面ヲ以ヲ巡駐官員ニ具
陳スルヲ得ヘキ事

第十四條 小学生徒中父兄等ノ志願ヲ以テ他ノ学科
ニ転セント請フ者アリテ各校教員ヨリ申出
ルトキハ巡回訓導本人ノ学力性質等篤ト試
察ノ上見込書ヲ具シ之ヲ巡駐官員ニ進達ス
ヘキ事

第十五條 管理内ノ各校ニ於テ教授上ニ就キ総テ不
都合ノ事アルトキハ巡回訓導懈怠ノ責ニ任
スヘキ事

第十六條 諸願原ハ巡駐官員ノ閲覧ヲ經然ル後之ヲ
県庁ニ進達スヘキ事

第十七條 成規外ノ事ハ瑣末ノ件タリト雖⁽⁴⁾県庁ノ
許可ヲ得シテ擅ニ施行スヘカラサル事」

この規則によると、巡回訓導は、巡駐官員の指揮の下に、管轄内の小学授業法、教則を指導監督することを主な職務とする。そのことは、規則全般から窺える。その外、管轄内の小学校の諸試験を司どったり、巡回日誌を作成したり、小学校教員の助教の試験を担当したり、教育会議に出席したり、諸願書を提出したりしなければならないのである。管理内の教育の内的事項の管理はすべてを委されていたのである。

(二)

以上は、『巡回訓導事務取扱心得』に基づいて、巡回訓導の職務を考察してきたのであるが、次には、派驻官員に提出することになっている巡回日誌を通して、巡回訓導の職務を考察してみよう。大分県においては幸に、巡回日誌が残っている。これは、全国的にみて、

珍しいので、冗漫となるかも知れないが、巡回日誌を全文引用する。

大分県において、残存している巡回日誌は次の五つである。

この五つの巡回日誌を順番に検討してみよう。最初のものは、第七八大区巡回教師兼学区取締五等訓導水野重固の明治十一年十月一日提出された明治十一年九月中の巡回日誌である。ここで注目すべきことは、水野重固が、巡回教師と学区取締を兼務していることである。全国的にみて、この様な例は珍しいことではないが、数少ないのである。巡回教師と学区取締とを兼務している水野重固が提出したのが、次の巡回日誌である。

「明治十一年九月中巡回日誌

第七八大区巡回教師兼学区取締

五等訓導水野重固

九月二日豆田発足八大区十一小区柚木学校熊野分校ニ趣キ開業式ヲ行フ就学男三十七名女二十名相對雇ヲ以テ三苦計哉⁽⁴⁾教員トシ該区戸長并生徒ノ父兄概子出校開業ノ半赤座八木属臨校セラレタリ該校八百十余戸ノ小学区ナレハ假ニ旧郷藏ヲ用ヒシニ案外就学多ク校舎狭隘ナルヲ以テ即日校ヲ分チ一名ノ教員ヲ増スヘキヲ決ス

同三日右校教員授業方ニ暗キヲ以テ略各科ノ授業ヲ示シ午后同所ヲ発シ同区花香ニ趣キ縫針試験ヲ視ル此縫針所ハ同区合田郵佐藤看三十小区東大山邮原灌頂後藤源平ノ発起ニシテ今ヲ去ル六十日前ノ開業ナレトモ技芸頗ル進歩十年ノ幼女ニシテ单衣ヲ裁縫スルヲ得ルモノアリ教員諫山ヒロ入学ノ生徒長幼三十九名本日応試ノ者十七名ナリ此僻邑ニシテ此美挙アル実ニ感スルニ余アリ

同四日花香出発同区五馬校ニ趣ク此地ハ最僻地ニシ

番号	巡回日誌名	提出者名	提出年月日
1	明治11年9月中巡回日誌	第七八大区巡回教師兼学区取締 五等訓導 水野重固	明治11年10月1日
2	巡回日誌	第七八大区巡回教師兼学区取締 水野重固	明治11年11月4日
3	巡回日誌	日田玖珠両郡巡回教師兼学区 取締 水野重固	明治11年11月25日
4	巡回日記	巡回教師 狹間重亜	明治11年10月5日
5	巡回日記	巡回教師 狹間重亜	明治11年11月1日

テ人民頑固旧習ヲ主張シ且教員之授業法ニ暗キヲ以テ正則未タ行ハレス生徒ノ修業各員皆異ナリ故ニ読物ハ己ニ五級ニ及ヒ算術ハ未タ八級ヲ終ラサル等大ニ不規則ヲ極メタリ幸ニ佐野守人ヲ派遣セラレ本日赴任上校セリ乃学区世話方惣代伍長ヲ会シ大ニ規則ヲ改正スヘキ旨ヲ演説セリ

現在生徒三十二名追々増員スペシ

同五日五馬ヲ出発シ同区赤岩学校ニ趣ク此校亦五馬ニ異ナラサリシニ數日前ヨリ宮城宗敬ナル教員ヲ雇入レ規則ヲ改正セルヲ以テ教場頗爾整頓セリ生徒惣員三十一名内七級四名アリ即今日々増加セリ

同六日赤岩ヲ發シ同区用務所ニ趣キ種々学事ヲ談シ遂ニ同区袖ノ木学校ニ趣キ授業ヲ視ル數日前斎藤昇六転勤後当分佐々木虎太ヲ雇入レ授業セリ該校ハ元七十余名ノ入学生アリヲ稍隆盛ニ趣キシカ先教師斎藤少シク人望ヲ失ヒ且避暑休業後不來生多ク現今僅ニ三十余名本日ノ上校ハ廿四名ニシテ之ヲ六七八級ニ分テリ佐々木本地ニ來リシ後ハ從来ノ過ヲ悔悟シ頗爾謹慎勉励セリ

同七日袖ノ木出発後女子畠ニ行キ熊野校ニ上ル開業後僅ニ六日ナルニ就学益多ク本日己ニ八十名ニ及ヘトモ分校未タ出来セス教員亦増サス且三苦授業ニ暗ク実ニ難脊ヲ極メタリ乃暫時授業ヲ示シ整頓ヲ付ケ午后世話方伍長ヲ会シ分校及教員雇等ノ義ヲ促カシ用務所ニ稟議セシム且相応ノ校舎ヲ新築スヘキ旨ヲ説ク

同八日女子畠ヲ發シ豆田ニ帰ル

同十三日豆田校ニ上リ授業ヲ視ル前日ニ異ナラス

同十九日四小区泉校ニ行キ授業ヲ視ル教員少授業届カス乃助教堯名ヲ雇フヘキヲ用務所ニ議ス

同十九日限学校ニ行キ授業ヲ視ル前日ニ異ナラス只教員二名ヲ欠キ授業届カス即今協議中ナリ

同廿日二小区三和校ニ趣キ視業雇入教員高取然了菅野兼之現在生徒六十名本日ハ彼岸ニ由リ僅ニ二十三名ノ上校アリ三級ヨリ八級マテ五組ニ分チ高取授業額ル可シ菅野ハ未タ熟セス此校ハ二小区ノ上等ナレトモ是迄教員ノ懶惰等ヨリ潔ク衰微ニ趣キシカ近來ハ吏員尽力教員勉励スレハ挽回隆成ノ日遠キニアラサル可シ業終テ同区花月ニ趣ク

同廿一日花月学校ニ上ル教員財津順三花藤豊ニシテ現在生徒三十一名之ヲ七級八級ニ別テリ本日ノ出校ハ僅ニ十七名ナリ教員両名共最モ授業ニ拙ク生徒ノ進歩大ニ遅タリ由テ暫時業ヲ示ス業後世話方日野源平宅ニ行キ教員雇替学齋督促等ノ義ヲ談シ遂ニ豆田ニ帰ル

同廿四日豆田出発二小区小野学校ニ趣ク該校ハ是迄教員再変換且先教師熊谷ノ人望ヲ失ヒシ等ニ由リ大ニ生徒ヲ減シ即今僅ニ十四名ナリ本月十日ヨリ森士族三浦安太郎ヲ雇入レ追日挽回ノ勢アリ三浦授業ハ未熟ナレトモ性質温厚篤実ニシテ頗ル學力アル者ナレハ日ナラス隆盛ニ趣クベシ世話方佐藤四郎上川直吉大ニ盡力田舎ニ稀ナル新築校ヲ起シ即今建築ニ取掛レリ構造ハ二階造位置ノ狹少ナルヲ以テ下ヲ三教場トシ上ヲ二教場トシ教員局アリ小使部屋アリテ都合最モ宜シク来月中旬落成ノ見込ナリ

同廿五日小野ヲ發シ豆田ニ帰ル

同廿七日石井校ニ趣ク教員大塚甚タ盡力教場大ニ整頓セリ本日ハ氏神祭日ノ翌日ナルヲ以テ上校五分ノ一由テ午迄ニテ退校セリ

同廿八日豆田ヲ發シ三小区大肥学校ニ趣ク該校ハ岸原銷吉井上間一の担当ニシテ現在生徒五十余名本日上校三十七名之ヲ三級ヨリ八級ニ別チ上級ニ隨ヒ人少ナリ教場ハ整頓セサレトモ教員ハ稍勉強両名共ニ授業ノ拙キニ由ル午後該當校ヲ去リ同区寒河校ニ至ル最早退校授業ヲ視ルヲ得ス乃教員財津又玄及ヒ世話方ニ面シ種々学事ヲ談ス該校現在生徒僅ニ十五名学区狭小且教員ノ其人ヲ得サルニ由ルナリ

同廿九日寒河内ヲ發シ同区用務所ニ行キ遂ニ同区夜明校ニ行ク日曜日ナルヲ授業ヲ見ス暫時教員ト学事ヲ談シ豆田ニ帰駐

右之通巡回仕候ニ付此段上申仕候也

右

明治十一年十月一日 水野重固回

大分県令香川真一殿

この巡回日誌の内容について、一々説明する必要はないので、それは省くが、彼が巡回中において注意していることは、各小学校の就学状況と教師の授業法についてである。これは、彼が学区取締を兼務していたからであろう。すなわち、学区取締の職務として、就学督励が重要なものであったので、各小学校の就学状況に敏感となったのである。その外、彼は、巡回訓導本来の職務である各小学校教員の授業法、各小学校の教則についても明記している。しかし、それらについても、就学状況との関連で述べている。すなわち、各小学校教員の授業法、小学校教則が、一般的にいって芳しくなく、就学状況に影響を与えていたのである。

第二の巡回日誌は、水野重固が、明治十一年十一月四日提出した、明治十一年十月一日から翌月二日までの巡回日誌である。それは、次の通りである。

(5) 巡回日誌

第七八大区巡回教師兼学区取締

水 野 重 固

明治十一年十月一日前九時豆田発八大区六小区日高
校ニ行キ授業ヲ視ル諸事前日ニ異ナルヲナシ但就學
四名ノ増員アリ午后遂ニ十一小区熊野校ニ行ク就學
生益多ク即今既ニ九十名ニ及ヒ学区内不就學ノモノ
ハ僅々十余名ノミ斯ク生徒増員ニ付数日前相応の新
築協議相調現今木取最中ナリ由テ実地ヲ検査シ間取
等ヲ指示ス然ルニ教員三苦計哉耳少ク聲ナル上授業
最拙劣生徒ノ進歩隨テ遲ク到底用ウ可ラサル者ナレ
ハ右三苦ヲ免シ他ノ良教師可相用旨ヲ区戸長ニ照会
シタニ及ンテ豆田ニ帰ル

同二日后二時豆田発八大区三小区大肥校ニ行キ定期
試験準備ヲ調へ同所に宿ス

同三日大肥校ニ上り同区閑夜明窪河大肥岩戸桐尾ノ
六校下等五級七級生ヲ合併試験ス其優劣採点表及優
劣表ニ詳ナレハ又此ニ贅セス以下亦之ニ倣ヘ

同四日大肥校ニ上り閑ヲ除クノ五校四級六級八級生
ヲ試験ス

同五日前七時大肥ヲ発シ四小区今泉校ニ行キ豆田三
級生今泉才田三級六級七級八級ヲ合併試験シ終テ豆
田ニ帰ル

同七月前七時半豆田校ニ上り今泉五級生豆田有田一
級四級五級ヲ合併試験ス

同八日豆田校試験ナレトモ所勞ニ而臨マス

同九日限校試験ナレトモ所勞ニ而臨マス

同十日前八時豆田発限町照蓮寺ニ行キ限日高二級五
級七級八級ヲ試験シ后五時豆田へ帰ル同十三日前八
時半豆田発七大区四小区森村ニ至ル

同十四日旧森縣書籍調査ノ為該区用務所及森校ニ行
キ取調候處其節御届申上置候通主司者無之四方散乱
取纏ニ甚困却

同十五日前日ノ通由テ現在品ト不見ヲ取分ケ御届ニ及
現在品ハ森校教員若松雅太郎ニ預置候森校義是迄
庶務等閑不行届ノ處此度若松轉勤セヨリ庶務ヲ整
頓シ規則ヲ調理シ大ニ面目ヲ改メタリ

同十六日前八時森ヲ発シ六小区樟濱萬年両校七小区
新富校ニ行キ定期試験ノ義ヲ説諭ス

同十七日前十時戸畠ヲ発シ豆田ニ帰ル

同十八日后零時半豆田ヲ発シ八大区十小区大山校ニ
行キ派駐官及安東潛ニ会ス

同十九日前九時西大山発シ同区東学校ニ行キ暫時授
業ヲ視シ遂ニ十一小区用務所ニ行キ試験ノ義ヲ説シ同
区湯山ニ至リ宿ス

同廿日湯山村矢幡東三戸長宅ニ於テ該区柚ノ木赤岩

五馬熊野ノ四校六七八級生ヲ試験ス

同廿一日湯山発同区用務所ヲ經テ同区熊野校ノ新築
ヲ見豆田ニ帰ル

廿三日豆田校ニ上り即今皇大神宮御分靈大原社へ駆
輦ニ付上校生三分ノ一ヲ欠ク過日若松森校へ轉勤ノ
后助教和田兵二モ他校ニ轉シ且再橋本大三助教ハ神
官兼務ニ而久敷欠席故ニ定員七名ノ受持ヲ小泉管沼
ノ両教員ニテ引受け甚々繁忙ナリ

同廿四日限校ニ上り授業ヲ視ル此校亦御分靈云シニ
由リ上校生五分ノ二ヲ欠ク該校義總轄車保ノ行届カ
サルガ為乎各場授業届カス甚々雜沓セリ

同廿五日前八時派駐官ニ隨ヒ豆田ヲ発シ七大区三小
区恵良村ニ至ル

同廿六日恵良校ニ上り同校四級六級生ヲ試験ス読物
問答最モ優レリ

同廿七日前九時恵良ヲ発シ一二小区用務所ニ行キ試
験ノ義ヲ説シ遂ニ一小区広瀬校ニ行キ試験準備ヲ調
フ

同廿八日広瀬校ニ上り同区由野校二小区町田栗野麻
生原ノ五校五六七八級ヲ試験ス広瀬ノ五級六級生読
物最モ優等田野校ハ当夏以来教員ヲ失ヒ生徒各字引
ニ由リ修業セシ由ナリ

同廿九日前九時右田ヲ発シ三小区用務所ヲ經テ四小
区森村ニ着森校ニ上り校務ヲ談ス同三十日前八時森
ヲ発シ五小区四日市校ニ行キ該校六級八級生ヲ試験
シ終テ森ニ帰ル

同三十一日森滯在安東潛若松雅太郎共ニ玖珠教員陶
成所設立ノ義ヲ説シ右規則ヲ撰フ

十一月一日前七時森ヲ発シ七小区新富校ニ行キ同校
及該区内河野六小区萬年校六七八級ヲ試験ス萬年校
生最優等二級ヲ超過ス

同二日前九時戸畠ヲ発シ同区萩ヶ原ニ行キ学区改正
ノ義ヲ説シ八大区六小区上馬原校ニ行キ試験ノ義ヲ
諭シ后四時豆田ニ帰ル

右之通巡回仕候ニ付此段御届申上候也

右

明治十一年十一月四日 水野 重固

大分県令香川真一殿

この巡回日誌は、前述の巡回日誌の内容と相違して、
試験についての記載が多いことである。これが、この
巡回日誌の大きな特徴であろう。これから、明治初期、
小学校において、試験は重要な行事であったと言われ
ているが、その試験の管理において、巡回訓導が重要
な役割を果していたことが分るであろう。ところで、

明治十年の大分県の試験規則によると、当時、試験は、四つに分類されていた。

(一)つは、毎月末に受持教師みずから為し、級中の生徒の席順を決める小試験である。

(二)つは、毎級の終り、即ち、毎年両度（三月と九月）に行い、進級を決める定期試験である。

(三)つは、生徒が優秀で定期試験の期に至っていないのに、級を卒ったため、定期試験後三ヶ月以内であれば、試験を行い昇級を決める臨時試験である。

(四)つは、下等小学及び上等小学の卒業を決める大試験である。

以上の四つに試験は分類されるが、水野重固が巡回した折は、丁度、定期試験の時期であり、彼は、定期試験を実施するために、巡回したものと思われる。この巡回日誌で注目すべき外のものは、十月一日の日誌の中で、就学のことについて記述しているばかりではなく、新築の場合の間取りを指示したり、無能な小学校教員を罷免して、他の小学校教員を雇うよう区戸長に指示していることである。これは、彼が学区取締を兼務していたからであろう。

第二の巡回日誌を提出した三日後の明治十一年十一月七日、水野重固は、再び巡回を開始したのである。そして、十九日に巡回を了り、明治十一年十一月二十五日、彼は、巡回日誌を提出したのである。

巡回日誌

日田玖珠両郡巡回教師兼学区取締

水野重固

明治十一年十一月七日午后派駐官ニ随ヒ豆田ヲ発シ
日田郡馬原村草三郎ニ行キ宿ス

此里程四里

同八日草三郎滯在上馬原校下等七八級生ヲ試験シ終
テ同郡湯山村天ヶ瀬ニ行キ宿ス

此里程老里

同九日天ヶ瀬ヲ発シ同郡赤岩村赤岩校ニ行キ授業ヲ
視ル午后同校ヲ去リ旧十一小区用務所ヲ経テ豆田ニ
帰ル

此里程四里半

同十四日午后豆田ヲ発シ日田郡石井村ニ行キ宿ス

此里程老里

同十五日石井滯在石井校下等六級八級生ヲ試験シ終
テ豆田ニ帰ル

此里程老里

同十六日午后豆田ヲ発シ旧十、八小区用務所ヲ経テ
日田郡東大山郵栗林ニ行キ宿ス

此里程三里余

同十七日栗林滯在東校下等五六七八級生及大山校下

等六八級生ヲ合併試験ス

同十八日栗林ヲ発シ日田郡西大山村鎌手ニ行キ鎌手
校下等八級生ヲ試験シ終テ同所ニ宿ス

此里程老里

同十九日鎌手ヲ発シ豆田ニ帰ル 此里程四里

合計日数九日里程十九里半

右之通巡回候条此段御届申上候也

右

明治十一年十一月廿五日 水野 重固④

大分県令香川真一殿

この度の巡回は、定期試験のための巡回と思われる。
といふのは、巡回日誌の大部分を下等小学の試験に費
やしているからである。この外、この巡回日誌の特徴
は、永野重固の肩書きが、第七八大区巡回教師兼学区取
締から日田玖珠両郡巡回教師兼学区取締と変わってい
ることである。これは、明治十一年十一月に、大小区
制から郡区町村制へ、地方行政組織が改められたのに
応じて、変わったことを意味するのであろう。

第四の巡回日誌は、第一二大区の巡回教師狭間重亜
が、明治十一年十月五日提出した明治十一年九月中の
巡回日記である。

(7)

巡回日記

九月二日発駆八阪校ニ至ル五級以上ノ生徒ハ頗ル進
歩ノ景況アリ授業モ稍整頓スト雖暗記課ノ如到底生
徒ノ記憶力ニ応セサルコトヲ強フルノ幣アリ依テ之
ヲ指示ス午后八水校ニ至ル五月中巡視ノ時ニ此セハ
數層ノ進歩ヲ見ル然レトモ教場狭隘已ニ一人ヲ容ル
ヘキノ余地ナシ依テ近日増設ノ協議アリ已ニ略決ス
ト云授業後小区内便利ノ地ヲ撰ヒ合併試験ノ事ヲ議
ス夜同所泊

三日帰駆

四日発駆^{加藤取締}_{同道}大神校ニ至ル会小試験ニ際ス則試
験ノ方法ヲ示シ生徒ヲ試ミルニ学力其級ニ相応セリ
生徒出欠ノ帳簿ヲ検スルニ大略平均三十余名ニ及ブ
午后日出村着同所教員ヲ集メ明日ヨリ試験ヲ議ス
五日午前七時卅分ヨリ陽谷校生徒六十余名ヲ試験ス
午后五時終業其優劣等ノ如キハ試験表ニ詳録スルヲ
以テ之ヲ贊セス以下試験ニ罹ルモノハ多ク之ヲ略ス
六日午前七時ヨリ午后四時マテ同校ニ於テ四十六名
試験

七日前日ノ通リ六十余名試験

八日同校生徒試験及第ノ者ヘ卒業証書ヲ授与ス学業
特ニ進歩ヲ以テ賞賜セラル者五名本校漸次改良生
徒モ大ニ進歩ノ景況アリ晚帰駆

十二日杵築校視察

十三日発駆^{派駆官取締}古市駅泊
口述

十四日武藤校四級生試験

十五日武藤校及第ノ生徒へ卒業証書ヲ授与シ終テ毎級ノ授業ヲ視ル

十六日古市駅発重藤校ニ至ル授業向差シテ不都合ナシ然レドモ校舎極テ狭窄現今就学ノ者百十名ニ及フ然レトモ現出席スル者ハ僅ニ二十余名若シ就学生徒ノ半以上出席スルニ際セハ全ク膝ヲ容ル地ナシ同校ヲ去リ小原校ニ至ル生徒二十余名助教一名ニテ之ヲ授業シ諸事見ルヘキ者ナシ現今教員派出願請中ノ由教員速ニ其人ヲ得サレハ到底却歩ノ姿ヲ見ルニ至ラン夜田深駅泊

十七日神嘗祭ニ付該校休業

十八日昨日来ノ暴雨ニテ河水漲溢為ニ同所学校休業午后二時田深村発足安岐校ニ至リ教員阿南正夫ニ面会シ港校樋校及山溪校等合併試験ノ事ヲ議シ夜同所泊

十九日帰駆杵築校ニ至リ明日ヨリ宝財校生徒一同試験ノ事ヲ議ス

廿日午前七時卅分ヨリ午后四時卅分マテ杵築校生徒試験

廿一日同校ニ於テ宝財及同校生徒試験

廿二日同上

廿三日同上

廿四日同上

廿五日午前八時ヨリ同校卒業生徒へ証書ヲ授与シ終リテ同所裁縫試験ニ立会午后二時ヨリ立岩学校ニ至リ該校生徒及藤溪校生徒ヲ試験ス夜杵築ニ帰ル廿六日午前八時ヨリ立岩校ニ於テ前日之通り試験午后二時試験終リ直チニ宝財校ニ至リ卒業生ニ証書ヲ授与ス本校ハ諸事極テ不整頓生徒ノ学力モ亦大ニ拙劣為ニ落第スルモノ多シ依テ向後ノ授業方法ヲ示シ晩熊野村ニ泊ス

廿七日熊野校ニ於テ四級生定期試験ヲ行フ試験後各生徒ヲ集メ諸科ヲ試験ス戸長他校教員生徒父兄其他傍聴終日二十余名ニ及フ終業後普通教育ノ旨趣及生徒ノ修学一日モ緩セニスヘカラザルヲ懇示ス廿八日真井校ニ至ル校舎ハ民家ヲ割テ教室トナセシモノニテ授業上多少ノ支吾ナキ能ハス旦授業モ未タ整頓ニ至ラス然レトモ生徒ノ出席簿ヲ検スル大略平均六十名ニ及フ當時建築着手中ナレハ落成ノ上ハ大ニ其便ヲ得生徒ノ進歩ヲ促スヘシ同村元里正渡辺十郎ナルモノ学事ニ尽力スルノ模様アリ晚帰駆

同卅日発駆小片平校学校ニ至ル本校ハ溝井校ノ分校ニシテ地勢僻在兒童通學ノ不便ナルヨリ設ケシ処ニ

シテ生徒モ悉ク八級生耳ニ止リ本日ノ出席モ僅ニ七名然レトモ名簿ヲ検スルニ拾式三名乃至二十名ニ及フ到底本地ノ如キハ別ニ村落適當ノ教規ヲ設ケテ誘導スルニ非レハ其益ヲ見サルカ如シ依テ算術科ヲ和算ニ改メ其他授業方法ヲ指示ス去リテ小武校ニ至ル本校ハ小武倉成幹村^{武百五十ノ余戸}為ニ設クル處ニシテ生徒ノ出席平均大略八十名ニ及フ而テ倉成村ヨリ出校スルモ僅ニ二十七名^{野原校へ出校スルモノ少シクアリ}ナリ依テ其原由ヲ探ルニ両村戸数ハ相平均シテ地価ハ倉成村ノ高ヲ多トス故ニ学資支出戸^{大略地価二十錢ハ倉成ノ方多ニ}居然ルニ校舎ハ小武校ニ在リ加之一昨年倉成村ニ設ケシ処ノ分校ヲ廢シタルヲ以テ卒ニ此ニ至リシナリ依テ同村学校世話係同村ヨリ在勤ノ教員へ出校督促ノ事ヲ談ス生徒ノ等級ハ下等五級以下ニ止ル然レトモ学力モ十分ナルヲ以テ明後日ヲ以テ野原校生徒ト合セ定期試験ノ事ヲ約ス夜野原駅泊

右之通ニ御坐候也

明治十一年十月五日 巡回教師 狹間 重亜
大分県令香川真一殿

この巡回日誌の特徴は、巡回が定期試験の時期にあたっていたためか、試験についての記載が多いことである。そして、彼は、定期試験について大きな権限を持っていることが分るであろう。定期試験のことの外、小学校の授業の状況、生徒の出席状況についても触れているが、それらは、全般的みて、芳しものではなかつたらしい。

第五の巡回日誌は、狭間重亜の明治十一年十一月一日提出の明治十一年十月中の巡回日記である。彼は、前述の如く、九月二日から三十日までの大部分を定期試験等のために巡回しているが、その巡回日記を提出する以前の十月一日にも巡回を行い、三十一日までの大部分を巡回に費やしている。その記録が、次の巡回日記である。

巡回日記

十月一日野原駅発山裡校ニ至ル教場極テ不潔特ニ狭隘ニシテ教授上頗ル支吾ヲ覚フ從テ生徒ノ進歩モ見ルヘキナシ依テ学校世話掛佐藤秀英ヲ招キ教場移転ノコトヲ談ス同人ノ云フ處ニ拠レハ昨年来新築ノ議既ニ決シ将ニ着手セントスルニ臨ミ山浦吉野渡両村ノ間ニ於鎮少ノ苦情ヲ生シ議為ニ中止シ爾后担任尽力スルモノナク遷延今日ニ至ルト然レトモ山浦村ニハ己ニ百円許備金アレハ少シク歛撰ヲ加レハ新築直ニ決議スヘシ依テ細詳派駐官ニ申稟ス

二日午前八時ヨリ小武学校ニ於テ同校及野原校下等四五六七級合シテ拾九名定期試験施行諸事稍整頓

三日小武村発立原校ニ至ル教員不在助教毫名ニテ惣生徒ヲ教授ス夜同所泊

四日立石ヲ發シ向野校ニ至ル本日陰曆ノ九月九日ニ相当スルヲ以テ出校ノ者ナシ同校ヲ去り高田村ニ出テ派駐官ニ出会い午后高田学校ニ至リ試験ノコトヲ議定ス

五日午后ヨリ高田校八級生六十八名定期試験ヲ施行ス

六日高田校生徒六七八級等下百卅三名試験午后五時終業

七日同校上等六級下等全科卒業及四二五級百十許各試験午后五時終業

八日前日ノ通り美和校生徒合併試験午后二時試験終リ及第ノ者百九拾七名へ卒業証書ヲ授与ス

九日前日ノ通り高田村発森村櫻川学校ニ至リ同校及來繩校下等四五六七八級及全科卒業生徒試験夜同村泊

十日同校ニ於テ華山校生徒及櫻川校全科卒業生試験夜同所泊

十一日森村発長岩校ニ至リ七級生ヲ試験ス七名中及第スルモノ僅ニ一人其他八級生徒ヲ試ミルニ学力特ニ拙劣蓋教員教授ノ法ヲ知ラサルヨリ此ニ至リシナラン依テ向后授業ノ方法ヲ指示ス夜草地村泊

十二日西園校ニ於テ吳崎校生徒合併五拾余名試験校内諸事稍整頓生徒学力見ルヘキモノアリ夜真玉村泊ス

十三日真玉校ニ於テ同校黒土常盤三校下等三五七八合テ百九名ヲ試験ス夜同村泊

十四日真玉村白野校ニ至リ同校堅来及羽根三校下等四六七八級百四名試験夜同村泊

十五日前日ノ通同校ニ於テ三級五級等下十八名試験午后三時試験終リ及第ノ生徒ニ卒業証書ヲ授與ス午后五時同村發香々地村泊

十六日午前八時ヨリ午後五時迄佐古校ニ於テ下等三五六七八級總員百卅二名ヲ試験ス終テ卒業証書ヲ授與ス同村泊

十七日午前七時香々地村発竹田津校ニ臨ミ同校及櫛海校六七八級等合シテ六十六名定期試験ヲ施行ス生徒学力十分ニシテ就中全点ヲ占ムル者三名アリ教員熊御堂徳松頗ル尽力且授業ノ方法モ宜キヲ得ルニ似タリ

十八日午前八時竹田津村発野田校ニ至リ赤根校櫛来校八級卅一人試験全点得ル者一人夜同校泊

十九日野田村ヲ發シ午前九時熊毛校ニ至リ同校岐部及向田校三五六七八級合卅二人試験諸事不整頓生徒ノ学力モ従テ拙劣同村泊

廿日午前八時熊毛発来浦ニ至リ同校濱校及出水校生徒四級以下卅余名試験諸事熊毛校ニ同シ試験后同校ヲ去リ富来ニ泊ス

廿一日午前九時ヨリ富来校ニ於同校大恩寺及堅來校下等二四六七八級合シテ七拾余人試験夜同村泊

廿二日富来ヲ發シ横手校ニ至ル同校荒谷校及赤松校下等二級以下八十六人試験生徒ノ学力極テ拙劣落第ノ者夥多同村泊

廿三日午前八時横手村発田深校ニ至リ同校及原校三級以下等試験田深校生徒ハ学力其級ニ相当シ諸事宜ヲ得ルカ如シ

廿四日午前八時田深ヲ發シ重藤学校ニ至リ下等四五六七八級生徒卅六人試験終リテ卒業証書ヲ授與シ古市駅泊

廿五日武藏校ニ於テ同校及志和理校四六七八級三十六人試験終リテ卒業証書ヲ授與ス同所泊

廿六日午前八時古市駅発手野校ニ至リ同校吉廣校及丸小野校生徒四六七八級等下十五名試験終リテ同校ヲ去リ成久駅ニ泊ス

廿七日午前九時ヨリ安岐学校ニ至リ同校掛樋校山口校及港校七八兩級等百三人ヲ試験ス同駅泊

廿八日前日ノ通四校合シテ下等二級以下百餘名ヲ試験ス終リテ卒業証書ヲ授與ス以上廿七廿八日両日四校合併試験樋校ヲ除クノ外生徒ノ学力稍進歩ノ景況アリ同駅泊

廿九日成久駅発守江校ニ至リ同校四五六七八下等合シテ十九人ヲ試験ス諸事整頓生徒ノ学力モ亦十分ナリ晚杵築ニ帰ル

卅日書類取調ノ為杵築滯在

卅一日午前六時杵築發保水校ニ至リ下等四五六七八級三十余名試験諸事整頓生徒ノ進歩モ亦見ルヘキモノアリ同村泊

右之通ニ御座候也

巡回教師
明治十一年十一月一日 狹間重亜
大分縣令香川真一殿

この巡回日記も、第四の狭間の巡回日記と同様に、試験についての記載が多い。この日記から見る限り、狭間は、定期試験の時期であったためか、十月の大部分を定期試験のために、時間を費やしているのである。その外、彼は、小学校授業法の指導を実施しているが、この巡回日記で注目すべきことは、十月一日の項で、教場が、教授上、不適当であるのでその小学校の学校世話掛を呼出し、転居を獎めていることである。

以上、五つの巡回日誌を検討して来たのであるが、この巡回日誌の内容をまとめると、次の通りである。

(一)つは、この五つの中の第一の巡回日誌を除いた四つは、定期試験のことについて、大部分、紙数を費やしていることである。水野の場合、十～十一月、狭間の場合は、九～十月が定期試験の時期であったものと思われる。この時期には、彼等は、毎日毎日、巡回して試験を実施している。そして、定期試験について一切を管理し、大きな権限をもっていたのである。

(二)つは、定期試験の時期以外のときは、小学校授業法及び教則の指導監督が、巡回教師の主要な職務であったと思われる。これは、最初に掲げた水野重固の『明治十一年九月中巡回日誌』から推察される。

(三)つは、水野の巡回日誌と狭間の巡回日記の比較において言えることであるが、水野の場合のように学区取締を兼務している場合は、就学督励、学校の設立をも彼の重要な職務であったと思われる。

ところで、これらを内容とする巡回教師の巡回日誌と比較しながら、学区取締の巡回日誌を検討してみよう。八大区の学区取締であった安東潛は、明治十一年九月十四日から十月一日までの巡回日誌を、明治十一年十月二日、大分県令香川真一に提出している。⁽⁹⁾それは次の通りである。

巡 回 日 誌

明治十一年九月十四日午前九時豆田発十一時第八大区東大山村ニ着午後一時用務所ニ出張八小学区改正ヲ議スレ共現今吏員新任者多ク地理詳ナラサル故ニ明日旧吏小川多八郎ヲ会センコトヲ約ス

同十五日午前七時用務所ニ出頭八小区柚木村西組ヲ割キ七小区山ノ学区ニ分属センコトヲ議ス小川多八郎潜実地出張ノ上決定スペキヲ約ス午後十小区大山村出納帳ヲ検査ス

十六日午前八時大山発八小区上ノ山学校ニ至ル該校生徒減少大ニ衰微ヲ表セリ

十七日懇代長学校世話方ヲ会シ学資徵募ノ法ヲ議ス且生徒就学ノ減少ヲ厳督ス此日洪水ニ付滞在

十八日午前七時大野発同区赤石村学校ニ出張該校ノ新築係リ長川部信エ門ナル者アリテ日夜其勞ヲ厭ハス竹材ヲ取リ工人ヲ雇ヒ大ニ盡力セルニ奸徒等自然

学資ノ賦課ヲ忌シ此新築ノ挙ヲ防害セント或ハ苦情ヲ稱ヘシカ共長仁能々懇諒シ不折不撓遂ニ上棟セリト

道路ニ聞ケリ開業センコトヲ議ス実ニ感スペキ人物ナリ不日用務所ヨリ上申アルベシ此日洪水ニ付十小区大山村七小区高瀬村ヲ徑テ午後六時豆田ニ帰着

同廿日八大区一小区石松村分校願出ニ付該用務所

ニ至リ明日同村人民集会ヲ達ス

同廿一日石松村ニ出張人民ヲ説諭シ各自捺印ヲ出サシメ午後三時豆田ニ帰ル

同廿五日七小区用務所ニ出張山手学区ヲ議ス

同廿七日午前九時豆田発午後四時八小区柚木村ニ着明日人民集会ヲ達ス

同廿八日和田仁兵衛宅ニ会シ学区七小区ニ編入且学資ヲ募リ分校ヲ設立スペキヲ説ク議決ノ条受書ヲ出サシム

同廿九日柚木村発七小区山手村ニ至リ懇代学校世話方ニ会シ学資ヲ徵募シ本校ノ地位ニ進マンヲ説ク同十月一日午前八時豆田発学区分義ニ付十小区用務所ニ出張即日午後五時帰着

右御届仕候也

明治十一年十月二日 学区取締安東 潛回

大分県令香川真一殿

学区取締安東潜は、前述した巡回教師兼学区取締である水野重固と同じ大区であり、大体、同じ時期に巡回しているのである。しかし、水野が学区取締を兼務しているとは見え、安東と水野との巡回日誌の内容は、全然、違うことが看取できよう。すなわち、学区取締の巡回日誌の内容は、学区改正のこと、就学督励のこと、学資徵募のこと、学校新築のこと等からなり、巡回教師の巡回日誌の中に記載されていた小学校授業法・教則、試験等については、全然、触れられてない。これは、学区取締と巡回教師の職務の違いを単純に証左しているのであろう。

(三)

巡回訓導は、「成規ノ事ハ瑣末ノ件タリト雖モ県庁ノ許可ヲ得スシテ擅ニ施行スヘカラサル事」⁽³⁾と明規してあるように、ある事を為そうとすれば、一応、県庁の許可を得なければならなかつたので、諸願伺を提出したのである。巡回訓導の諸願伺の中、大分県立図書館に残っているのは、図表(I)に掲げている通りである。諸願伺を分析すれば、巡回訓導が、当時の学事に対して、どのような希望を持っていたかが分るので、それを検討してみたいと思う。

諸願伺の内容は図表(I)に要約した通りである。それは、教科書の選定から、生徒の試験・転学、小学校教員、学区取締、学布達書、そして、巡回訓導自身に関するもの等にわたっている。そして、その中でも、巡回訓導に関するものが多い。さらに、巡回註導(巡回教師)に関するものの中で注目すべきものは、明治12年1月20日に提出された上申である。それは、明治11

表 (1)

項目 番号	願伺書名	願伺者名	願伺 年月日	願伺内 容	備考
1	伺	巡回訓導 古賀貫一	明治 11・4・23	伺は五條からなる。第一條、小学読本、第二條、日本地誌略の教科書の種類を変えること、第三条、学区取締との協議、第四條、担当区吏員との同伴巡回、第五條、生徒の転学について明規している。	回答をもつて いる。
2	伺	巡回訓導 古賀貫一	11・4・23	伺は四條からなる。第一條、学布達書の配布、第二條、通信の仕方、第三條、公用筆紙墨の受渡、第四條、試験において入用な書籍支給について伺っている。	明治11・5・8 回答あり。
3	伺	巡回訓導 古賀貫一	11・4・23	巡回訓導の旅費・宿料御下渡についての伺である。	明治11・5・8 回答あり。
4	臨時試験伺	巡回訓導 古賀貫一	11・5・25	白杵市浜両学校の臨時試験伺である。	明治11・5・28 許可。
5	願	巡回訓導古賀貫一 学区取締浅井忠徴	11・6・15	船便の方が都合がよいところは、船便を利用したいと思うので、別に船賃を支給して下さるよう願い出ている。	明治11・6・17 不許可。
6	上申	第七八大区巡回教師 水野重固	11・10・23	学達書類は、各小学校毎に一部づつ配布してくれるよう上申している。	
7	上申	国東両郡巡回教師 水野重固	12・1・20	従来の巡回教師は、余りに管理地域が広いのでそれを廃止し、「監督教師ヲ置クノ方案」を附して、監督教師を置くよう求めている。	
8	巡回教師 事務取扱 事件ニ付上 申	巡回教師総代 有田要治 佐竹義和	12・1・21	巡回教師事務取扱規則の中、二点を改正するよう願い出ているのである。	
9	上申	巡回教師 有田要治	12・1	小学校教員の質向上のために、待遇をよくするよう求めているのである。	

年12月頃、日田玖珠両郡巡回教師兼学区取締から、国東両郡巡回教師となった水野重固が提出したもので、巡回教師を廃止して、監督教師を設置しようとするものである。

「上申

国東両郡巡回教師

水野重固

從來ノ巡回教師ハ管理甚タ廣潤ニ過キ巡回常ニ行届カス且同一ノ教則ヲ以テ土風民情ノ相異ナル數十校ノ整理ヲ求メントシ一己ノ見込ヲ以テ各校ヲ圧制シ

生徒ヲ束縛スル等實際不都合ノ廉妙カラス反テ自由教育ノ妨害トナリ有名無実ニ實益之ナク候條自今巡回教師ヲ廢シ更ニ監督教師ヲ置キ土風民情ニ適應候様自由ニ教則ヲ活動シ實地有益ノ教育ヲ普ク施行相成度奉存候由テ鄙見ヲ観ミス別紙方案ヲ添ヘ此段上申仕候也

右

明治十二年一月二十日 水野重固

大分県書記官小原正朝殿

「監督教師ヲ置クノ方案

(11)

巡回教師ヲ廢シ更ニ監督教師ヲ置ク実際施設ノ方案
ヲ概擧スル左ノ如シ

第壹條

各地各校ノ便宜ニ從ヒ五六校乃至十二三校ヲ連合シ
テ一区トシ之ヲ一監督教師ノ管理トス

第貳條

監督教師ハ四級訓導補以上ヲ択シテ之ニ充ツ時宜ニ
依リ雇入教師ヲ以テ之ニ代フルモ妨ナシ

第三條

給料ハ其管理内ノ貧富ニ応シ補助金或ハ地方税ヨリ
其幾分ヲ補助シ余ハ其管理内ヨリ支給スルモノトス

但各校ノ大小ニ応シ課出スル等ハ其管理内ノ協議
ニ任スベシ

第四條

監督教師ハ教則ヲ活動シ其土風民情ニ応シ適宜ニ取
拾酌量スルヲ得ベシ

第五條

監督教師ハ居ヲ其管理内最大ノ学校ニ占メ時々各学
校ヲ巡視シ教員ノ怠惰及ヒ授業ノ疎懶等ヲ監督矯正
シ其進退陟黜スヘキモノハ学区取締ヘ協議ノ上本府
或ハ郡長ヘ具状ス可キモノトス

第六條

監督教師ハ本府ヨリ之ヲ命シ其勤惰能否ヲ視察スル
ハ学区取締ノ職掌トス。⁽¹¹⁾
すなわち、従来の巡回教師では、管轄地域が広すぎて、
「風土民情ニ適応」した指導が出来ないので、監督教師
は、各地各校の便宜に従い、五六校乃至十二三校を連合して一区とし、その区内最大の小学校に、四級訓
導補以上（雇入教師も可）の者から選び配置するので
ある。そして、時々、区内の各小学校を巡視し、小学

校教員の怠惰及び授業の疎懶等を監督矯正するのが彼
の職務である。さらに、彼は、小学校教員の進退につ
いて、学区取締と協議の上、本府或は郡長へ具状する
権限をもっていたのである。そのような職務権限をも
っていた監督教師は県庁より任命されるが、彼の勤惰
能否の視察は、学区取締によって行なわれることにな
っている。このような内容の監督教師案が、巡回教師
自身によって、提案されたのであるが、これは、大分
県においては、巡回教師は二郡又は、一郡の学事を指
導監督しなければならなく、十分にそれを果すことが
出来なかったから提案されたのであろう。しかし、
「自今学区取締一郡に一名を置き各小学校巡回教師は
在來の儘据置き」（明治十二年二月十四日）と明記さ
れているように、監督教師案は、実現されなかつた。
巡回教師は、在來のまま設置されたのである。しかし、
明治十五年までには、巡回教師は廃止されている。

おわりに

以上、巡回訓導の巡視功程書を中心に、大分県の巡回
訓導について若干の考察を行なってきたが、近代日本
教育制度の発足において、巡回訓導が、如何に重要な
役割を果したかがわかるであろう。学区取締等の努力
によって、小学校の設立、就学生の増大は、順調に行
っても、試験さえ満足に出来る教師はいなかつたので
ある。それらの教師を指導したのが、巡回訓導である
が、なにしろ、管轄地域が広いので十分に指導できな
かったのであろう。そこで、監督教師案が、巡回訓導
自身から、提案されたのであろう。それにしても、巡
回訓導の近代日本教育の発足における役割を見逃して
はならない。

〔註〕

- 1) 全国的状況は、拙稿「巡回訓導について」『教育学研究』第35巻第2号日本教育学会編31~40頁を参照さ
れだし。
- 2) 『文部省第五年報』 大分県年報 311丁
- 3) 同上書 312丁
- 4) (大分県庁文書)『明治十一年諸届書』巡回日誌の探索においては、橋尾四郎氏に大いにお世話になった。
- 5) 同上書
- 6) 同上書
- 7) 同上書
- 8) 同上書
- 9) 同上書
- 10) (大分県庁文書)『明治11年諸願伺届』と『明治10年諸届書類』とによって作成した。
- 11) (大分県庁文書)『明治10年諸届書類』
- 12) 『内外教育新報』 明治12年3月18日号